



福祉事務所社会福祉係
いわみ あやか
岩見 彩花

福祉事務所で児童手当や子ども医療費助成などの業務を担当しています。難しい業務に悩むことも多いですが、素早く、丁寧な仕事をするを目標に努力していきます。

キラリ!

新採職員です!

8月号に引き続き、平成28年度新規採用職員に抱負や意気込みを語っていただきました。皆さまのご期待に添えられるようまい進してまいりますので、よろしくお願いたします。



税務課資産税係
つらゆき りょうへい
土屋 諒平

主に固定資産について担当しています。まだまだ知識不足ではありますが、市民の皆様や下田に土地、建物をお持ちの方々のお役に立てるように日々精進していきます。



市民保健課健康づくり係
ふるごおり なつき
古郡 菜月

主に食育の担当をしています。市民の皆さまの知りたいことに沿った健康に関するレシピや情報を広報や事業で発信し、少しでも下田市の健康につながるようがんばります。



上下水道課業務係
こうの たくま
高野 拓真

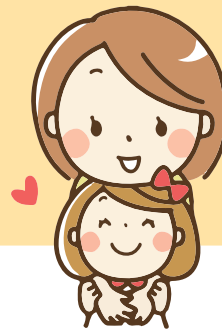
上下水道課の業務係に配属となり主に金銭の保管及び出納に関することを担当しています。慣れないことが多い毎日ですが、少しでも早くお役に立てようがんばります。



地域防災課防災係
かなざし あかね
金指 朱音

地域防災課に配属されて4か月が経ち、周りの方々に助けられながらも楽しく仕事をしています。早く仕事を覚えて、これからも日々成長していきたいです。

平成29年度 幼稚園 保育所(園) 認定こども園 入園・入所のご案内



問合せ先
学校教育課こども育成係 ☎③3929

在園児・新入園児ともに下記の日程で申込を受け付けます。該当する日で都合のつかない場合は受付期間内のいずれかの日に申込みください。
また、新しく入園、入所を希望される方は、入園・入所説明会に参加をお願いします。
申込書は、10月20日(木)以降、教育委員会、各幼稚園・保育所(園)、認定こども園に用意します。

○対象幼児
幼稚園・認定こども園幼稚園部
下田市に住民登録のある3〜5歳児(平成23年4月2日〜平成26年4月1日生まれ)。
保育所・認定こども園保育園部
原則、下田市に住民登録のある生後7か月〜小学校就学前までの保育を必要とする児童
利用申込にマイナンバーが必要になりました
○必要書類
・マイナンバーの分かるもの(マイナンバー通知カード、マイナンバー記載の住民票の写し等)
・本人確認書類(運転免許証、パスポート等)
・委任状(代理人が申請する場合)

園名	入園・入所説明会		入園入所申込み	
	日時	場所	日時	場所
下田幼稚園	10月13日(木) 9:30~11:30	ベ이스テージ 4階・会議室3 ※別室託児なし	11月18日(金) 9:00~18:00	中央公民館 大会議室
下田保育所	10月13日(木) 13:30~15:30	ベ이스テージ 4階・会議室3 ※別室託児有り		
下田認定こども園	10月20日(木) 13:30~15:30 ※スリッパ・靴袋持参	下田認定こども園 遊戯室 ※託児有り	11月21日(月) 11月22日(火) 9:00~18:00	
稲生沢保育園	10月14日(金) 13:30~15:30	稲生沢保育園 ホール ※別室託児なし	11月17日(木) 9:00~18:00	
ひかり保育園				

市内教育・保育施設一覧

施設区分	幼稚園	幼保連携型認定こども園	認可保育所		
施設名称	下田幼稚園	下田認定こども園	下田保育所	稲生沢保育園	ひかり保育園
設置者	【公立】下田市	【公立】下田市	【公立】下田市	【私立】福) 聖愛福祉会	【私立】福) 聖愛福祉会
所在地	一丁目17-2	敷根765-19	4丁目5-26	立野34	西中9-4
保育認定	1号認定(保育必要性なし)		2・3号認定(保育必要性あり)		
定員	105人	90人	121人	150人	120人
受入年齢	3~5歳児		生後7か月~5歳児		
保育時間	9:00~14:00		【短時間】 8:30~16:30 【標準時間】 7:30~18:30	【短時間】 8:30~16:30 【標準時間】 7:30~18:30 土曜日【短】 8:30~13:30【標】 7:30~16:00	【短時間】 8:30~16:30 【標準時間】 7:30~18:30
休園日	土・日・祝日・長期休暇(春夏冬)		日・祝日・年末年始		
通園バス	×	○(3歳児より)	×	○	○
給食	○	○	○	○	○

平成28年 10月1日から 制度が変わります 子ども医療費 助成制度



①小・中学生の自己負担金なし
②入院時食事療養標準負担額を助成
市では、子どもが病気やけが等により医療機関を受診したとき、医療費を助成します。
対象者
下田市に住所があり、健康保険に加入している中学3年生までの子ども(15歳到達後最初の3月31日まで)
※健康保険に加入していない方、生活保護受給世帯の方は対象外です。
制度内容
保険診療の一部負担金額を市が負担します。
利用方法
健康保険証と受給者証を合わせて医療機関・薬局の窓口で提出してください(毎回提出が必要です)。

こんなときは申請が必要です【償還払い(医療費の払い戻し)】
受診日から1年以内に申請してください。
・県外で診療を受けたとき
・健康保険証及び受給者証を持たずに受診したとき
・医師が必要と認めた治療用装具を購入したとき
・保険給付に準じて行われる柔道整復師及び鍼灸師の施術を受けたとき
・未熟児養育医療等の公費負担医療において徴収された一部負担金を申請するとき
・その他やむをえない理由により受給者証を提出できず受診したとき
毎年1回、9月に更新の手続があります
8月末日に申請書等を発送済ですので、ご確認ください。
新しい受給者証を発行します。※有効期限の切れた受給者証は使用できませんので、忘れずに手続をお願いします。
申請・問合せ先
福祉事務所社会福祉係
(窓口⑥) ☎②2216